

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年十一月七日奈良県指令中土第四九一六号

平成二十九年五月二十二日奈良県指令中土第四九一六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年六月九日中土第六九一三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年六月九日中土第七〇一一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市醍醐町三四七番一及び三四七番四の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市杉ヶ町三〇番地

奈良トヨタ自動車株式会社 代表取締役 菊池攻

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市醍醐町三四七番一及び三四七番四の各一部

下水道 橿原市醍醐町三四七番一及び三四七番四の各一部